

#### 4 地下水・土壌・地盤関係資料

表 4-1 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

表 4-2 要監視項目および指針値（地下水）

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
E P N	0.006 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 以下
クロルニトロフェン（CNP）	—（注1）
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	—（注2）
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 以下 （暫定）

（注1）胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

表 4-3 概況調査の結果（令和 3 年度）

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003	0.001	30	0	0	
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0	
	鉛	0.01	0.005	30	0	0	
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0	
	砒素	0.01	0.005	30	1(1)	1	
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0	
	P C B	不検出	0.0005	30	0	0	
	ジクロロメタン	0.02	0.002	30	0	0	
	四塩化炭素	0.002	0.0002	30	0	0	
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002	0.0002	30	0	0	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	30	0	0	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	30	0	0	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	30	0	0	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	30	0	0	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	30	0	0	
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	30	0	0	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	30	0	0	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	30	0	0	
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0	
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0	
	ベンゼン	0.01	0.001	30	0	0	
	セレン	0.01	0.002	30	0	0	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	29(0)	0	
	ふっ素	0.8	0.1	30	17(0)	0	
	ほう素	1	0.02	30	2(0)	0	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	30	0	0	
	要 監 視 項 目	クロロホルム	[0.06]	0.003	2	0	[0]
		1,2-ジクロロプロパン	[0.06]	0.006	2	0	[0]
		p-ジクロロベンゼン	[0.2]	0.02	2	0	[0]
イソキサチオン		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
ダイアジノン		[0.005]	0.0005	2	0	[0]	
フェニトロチオン（MEP）		[0.003]	0.0003	2	0	[0]	
イソプロチオラン		[0.04]	0.004	2	0	[0]	
オキシ銅（有機銅）		[0.04]	0.004	2	0	[0]	
クロロタロニル（TPN）		[0.05]	0.005	2	0	[0]	
プロピザミド		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
E P N		[0.006]	0.0006	2	0	[0]	
ジクロロボス（DDVP）		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
フェノブカルブ（BPMC）		[0.03]	0.003	2	0	[0]	
イプロベンホス（IBP）		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
トルエン		[0.6]	0.06	2	0	[0]	
キシレン	[0.4]	0.04	2	0	[0]		
フタル酸ジエチルヘキシル	[0.06]	0.006	2	0	[0]		

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数
要 監 視 項 目	ニッケル	-	0.005	2	0	[0]
	モリブデン	[0.07]	0.01	2	0	[0]
	アンチモン	[0.02]	0.001	2	0	[0]
	エピクロロヒドリン	[0.0004]	0.0001	2	0	[0]
	全マンガン	[0.2]	0.02	2	0	[0]
	ウラン	[0.002]	0.0002	2	0	[0]
	P F O S 及び P F O A	[0.00005] (暫定)	0.000005	8	2	[0]

(資料：環境政策課)

- (備考)
- 1 調査地点数は、1地区1地点である。
  - 2 福井市実施分を含む。
  - 3 要監視項目については、指針値を [ ] 内に示す。
  - 4 検出地区数の( )内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数(内数)を示す。  
【汚染判断基準は、砒素 0.005mg/L、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、ふっ素 0.4mg/L、  
ほう素 0.5mg/L】
  - 5 環境基準超過地区数の [ ] 内は、要監視項目について指針値超過地区数を示す。

表4-4 継続監視の調査結果

(単位: mg/L)

調査実施地区	汚染発見年	汚染物質	過去の最高濃度(注1)	令和元年度測定結果		令和2年度測定結果		令和3年度測定結果		環境基準値	
				年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)	年平均値(濃度範囲)	m/n(注2)		
福井市	石橋町(注3)	H10	トリクロロエチレン	0.017	0.001	0/1	0.001	0/1	0.001	0/1	0.01
	新田塚(注3)	H18	トリクロロエチレン	0.012	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	0.01
		H11	テトラクロロエチレン	0.049	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	0.01
	麻生津	H16	砒素	0.082	0.016	1/1	<0.005	0/1	0.008	0/1	0.01
	美山町	H19	テトラクロロエチレン	0.019	0.0094	0/1	0.0066	0/1	0.0063	0/1	0.01
敦賀市	布田町	H11	テトラクロロエチレン	0.021	0.0037 ~ 0.0054	0/3	0.0044 ~ 0.0049	0/2(注5)	0.0045 ~ 0.0053	0/2	0.01
小浜市	駅前町(注3)	H20	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.022	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	0.04
	下竹原町	H17	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	45	1.2 ~ 4.4	0/2	1.5 ~ 5.2	0/2	1.7 ~ 5.1	0/2	10
大野市	新町	H元	テトラクロロエチレン	0.065	<0.0005 ~ 0.0055	0/4	0.0014 ~ 0.0045	0/3	0.0013 ~ 0.0030	0/3	0.01
鯖江市	豊	H2	トリクロロエチレン	0.064	0.003 ~ 0.017	1/2	0.002	0/1(注5)	0.003	0/1(注5)	0.01
	神明南部	H4	トリクロロエチレン	0.37	<0.001 ~ 0.11	2/3	0.001 ~ 0.10	2/3	0.001 ~ 0.11	2/3	0.01
		H6	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.14	<0.004 ~ 0.006	0/3	<0.004 ~ 0.006	0/3	<0.004 ~ 0.007	0/3	0.04
	本町	H5	テトラクロロエチレン	0.38	0.0087 ~ 0.12	2/3	0.0050 ~ 0.097	2/3	0.0047 ~ 0.084	1/3	0.01
	立待南部	H7	トリクロロエチレン	0.054	0.003	0/1	0.016	1/1	0.002	0/1	0.01
	立待東部	H7	トリクロロエチレン	0.099	0.005	0/1	0.002	0/1	0.005	0/1	0.01
		H7	1,1-ジクロロエチレン	0.13	0.007	0/1	0.003	0/1	0.010	0/1	0.1
	立待北部	H8	トリクロロエチレン	0.12	0.002 ~ 0.006	0/5	0.002 ~ 0.007	0/4(注5)	0.002 ~ 0.005	0/4(注5)	0.01
	立待西部	H8	トリクロロエチレン	0.16	<0.001 ~ 0.004	0/5	<0.001 ~ 0.002	0/5	<0.001 ~ 0.002	0/5	0.01
水落町	H12	六価クロム	0.54	0.17	1/1	0.16	1/1	0.11	1/1	0.02(注7)	
越前市	吉野	H元	トリクロロエチレン	0.11	<0.001 ~ 0.031	3/7	<0.001 ~ 0.012	2/6(注5)	<0.001 ~ 0.010	0/6	0.01
	北府	H元	テトラクロロエチレン	0.030	0.0007 ~ 0.0071	0/2	0.0008 ~ 0.0096	0/2	0.0010 ~ 0.0094	0/2	0.01
	大虫	H2	トリクロロエチレン	0.12	<0.001	0/4	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01
	王子保	H2	トリクロロエチレン	0.11	<0.001 ~ 0.002	0/4(注5)	<0.001 ~ 0.002	0/4(注5)	<0.001 ~ 0.001	0/4	0.01
		H6	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.097	0.006 ~ 0.034	0/4(注5)	0.006 ~ 0.032	0/4(注5)	0.007 ~ 0.032	0/4	0.04
	米口町	H10	トリクロロエチレン	0.17	<0.001 ~ 0.010	0/2	<0.001 ~ 0.013	1/2	<0.001 ~ 0.012	1/3	0.01
		H10	1,2-ジクロロエチレン(注4)	0.087	<0.004 ~ 0.018	0/2	<0.004 ~ 0.038	0/2	<0.004 ~ 0.059	1/3	0.04
	長尾町・戸谷町	H12	砒素	0.018	0.010	0/1	0.011	1/1	0.015	1/1	0.01
塚町・三ツ屋町	H12	砒素	0.031	0.018 ~ 0.021	2/2	0.018 ~ 0.020	2/2	0.021 ~ 0.024	2/2	0.01	

(単位: mg/L)

調査実施地区	汚染発見年	汚染物質	過去の最高濃度 (注1)	令和元年度測定結果		令和2年度測定結果		令和3年度測定結果		環境基準値	
				年平均値 (濃度範囲)	m/n (注2)	年平均値 (濃度範囲)	m/n (注2)	年平均値 (濃度範囲)	m/n (注2)		
越前市	家久町	砒素	0.018	<0.005 ~ 0.010	0/7	<0.005 ~ 0.010	0/7	<0.005 ~ 0.011	1/7	0.01	
		総水銀	0.033	<0.0005 ~ 0.014	1/7	<0.0005 ~ 0.015	1/7	<0.0005 ~ 0.014	1/7	0.0005	
		ベンゼン	0.11	<0.001 ~ 0.079	1/7	<0.001 ~ 0.051	1/7	<0.001 ~ 0.063	1/7	0.01	
	H21	クロロエチレン	0.032	<0.0002 ~ 0.0049	1/7	<0.0002 ~ 0.018	2/7	<0.0002 ~ 0.0055	1/7	0.002	
	池ノ上	H30	砒素	0.15	0.15	1/1	0.15	1/1	0.18	1/1	0.01
永平寺町	牧福島	H4 (注6)	テトラクロロエチレン	0.087	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	0.01
越前町	小曽原(南部)	H10	トリクロロエチレン	10	<0.001 ~ 0.006	0/5	<0.001 ~ 0.008	0/5	<0.001 ~ 0.003	0/5	0.01
		H24	1,2-ジクロロエチレン	0.30	<0.004	0/5	<0.004	0/5	<0.004	0/5	0.04
		H25	クロロエチレン	0.0070	<0.0002	0/5	<0.0002	0/5	<0.0002	0/5	0.002
	小曽原(北部) (注3)	H10	トリクロロエチレン	<0.002	<0.001	0/2	<0.001	0/1 (注5)	<0.001	0/2	0.01
高浜町	菌部	H2	砒素	0.044	0.041	1/1	0.037	1/1	0.045	1/1	0.01
	東三松	H12	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	51	5.3	0/1	10	0/1	25	1/1	10
	立石	H15	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	48	1.3	0/1 (注5)	1.3	0/1 (注5)	1.2	0/1	10
合計	31地区										

(資料: 環境政策課)

(注1) 地区内で検出された最高濃度(実測値)

(注2) m: 地区内の環境基準超過地点数 n: 地区内の総地点数

(注3) 環境基準の超過が工場敷地内に限定された地区

(注4) 1,2-ジクロロエチレンは、平成21年11月にそれまで環境基準項目であったシス体と、要監視項目であったトランス体を合わせて環境基準項目とされたため、汚染発見年の結果はシス体のみの濃度

(注5) 欠測地点あり

(注6) 基準超過が確認されたのは平成6年度調査時

(注7) 令和4年3月31日までは、0.05mg/L

表 4-5 土壌の汚染に係る環境基準

(単位：mg/検液 1L)

項 目	基 準
カドミウム	0.003 以下 農用地：0.4mg 以下/米 1kg
全シアン	不 検 出
有機燐	不 検 出
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下 田：15mg未満/土壌 1kg
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	不 検 出
P C B	不 検 出
銅	田：125mg未満/土壌 1kg
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサソ	0.05 以下

表 4-6 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質および区域の指定に係る基準

	特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 <地下水等の摂取によるリスク> (mg/L)	土壌含有量基準 <直接摂取によるリスク> (mg/kg)
1	クロロエチレン	第1種特定有害物質 揮発性有機化合物	0.002 以下	
2	四塩化炭素		0.002 以下	
3	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	
4	1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	
5	1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	
6	1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	
7	ジクロロメタン		0.02 以下	
8	テトラクロロエチレン		0.01 以下	
9	1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	
10	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	
11	トリクロロエチレン		0.01 以下	
12	ベンゼン		0.01 以下	
13	カドミウム及びその化合物		第2種特定有害物質 重金属等	0.003 以下
14	六価クロム化合物	0.05 以下		250 以下
15	シアン化合物	検出されないこと		50 以下*
16	水銀及びその化合物	0.0005 以下		15 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと		
17	セレン及びその化合物	0.01 以下		150 以下
18	鉛及びその化合物	0.01 以下		150 以下
19	砒素及びその化合物	0.01 以下		150 以下
20	ふっ素及びその化合物	0.8 以下		4,000 以下
21	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	
22	シマジン	第3種特定有害物質 農薬等	0.003 以下	
23	チウラム		0.006 以下	
24	チオベンカルブ		0.02 以下	
25	P C B		検出されないこと	
26	有機りん化合物		検出されないこと	

(注) \* : 遊離シアン



表 4-7 土壌汚染対策法に基づく区域指定

(令和 4 年 12 月 1 日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H18. 11. 1	福井市坂下町 7 字向棚田 6 番 地ほかの一部	5, 393	第 3 条	1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
形質変更時 要届出区域	H22. 11. 29	鯖江市御幸町 1 丁目 216-3、 216-4 の各一部	64	第 3 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H23. 10. 21	敦賀市鉄輪町 1 丁目 6 番 8 およ び 6 番 63 の各一部	174. 3	第 4 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H25. 10. 11 H26. 9. 26 (一部追加)	大飯郡高浜町菌部 41 字中奥田 2 番 2、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番 1、42 字水泓 2 番 1、 3 番 1、4 番 1 および 5 番 1	9, 516. 43	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25. 12. 13	勝山市村岡町三谷 32 字 11-1 お よび 11-5 の各一部	111. 9	第 4 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 6. 6	大飯郡高浜町宮崎 64 字草無 7 番 1、8 番 1、9 番	2, 710. 96	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 7. 18	大飯郡高浜町宮崎 86 号 16 番 1、16 番地 5、23 番地 2、23 番 地 5、23 番地 6、26 番地 2、37 番地 1 の一部、59 番地 1	7, 650	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27. 10. 19 H31. 2. 28 (一部解除)	福井市文京 4 丁目 2301-1、 2301-2、2302-1、2302-2、 2303、2327 の各一部	400	第 3 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27. 11. 18	福井市松本 1 丁目 239 番	312. 97	第 3 条	六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 6. 8 H31. 1. 29 (一部解除)	鯖江市神中町 2 丁目 501 番 9 の一部	100	第 3 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 6. 8 H31. 1. 29 (一部解除)	鯖江市神中町 2 丁目 501 番 25 の一部	321. 57	第 14 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 7. 27	福井市花堂東 1 丁目 101 番地 の一部	400	第 14 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H29. 7. 4	三方上中郡若狭町鳥浜 55 号渡 川 34 番 1、34 番 2、34 番 3、 35 番、36 番、37 番、62 番、 79 番	3, 585. 42	第 4 条	砒素及びその化合物

区域	指定年月日	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域*	H29. 11. 17 H30. 11. 16 (一部追加)	敦賀市若泉町22番の一部、24番、25番の一部、30番、31番、36番、37番の一部、39番の一部、43番の一部、44番の一部、45番の一部、46番の一部、47番の一部、51番の一部、57番の一部、58番の一部および59番の一部	4,638.14	第14条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12号流田1番24、17号千軒1番4および8号伊原1番18の各一部	443.99	第3条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R1. 11. 8	大飯郡高浜町菌部40字西奥田1番1の一部、2番1の一部、3番1、4番1、5番1、6番1、7番1、8番1、9番1、10番1、11番1、12番1、13番1、14番1、15番1、16番1、17番1、18番1、19番1および20番1	18,801	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R2. 3. 19	鯖江市御幸町1丁目201-1の一部	50	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 3. 27	大飯郡高浜町宮崎50字南祢端13番の一部、51字中橋1番2、2番2、3番2、4番1、7番、7番地先道路敷、8番、9番、10番1、10番3の一部、12番1の一部、15番、16番の一部、17番の一部、17番地先道路敷の一部、18番の一部、18番地先道路敷の一部	5,370.21	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 5. 12	大飯郡高浜町宮崎49字北祢端1番1の一部、1番6、2番1の一部、2番5、3番1の一部、4番1の一部、4番5、5番1の一部、5番2の一部、14番1の一部、15番1の一部、15番2の一部、16番1の一部、17番1の一部、29番1の一部、30番の一部、35番の一部、4番1地先道の一部、15番2地先道の一部	1,836.26	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R2. 8. 11	敦賀市泉165号唐子崎6番3ならびに敦賀市泉165号唐子崎6番2、6番5、9番3、11番および12番の2の各一部	4,983.3	第14条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
形質変更時 要届出区域* (一部)	R3. 3. 9	敦賀市若泉町3番、674番2および676番2の各一部、敦賀市津内59号四町田東2番1、26番および27番の各一部、敦賀市津内74号深川10番および18番の各一部	13,464	第4条	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R3. 3. 23	敦賀市若泉町3番の一部	2,366	第14条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R3. 9. 14	大飯郡高浜町宮崎63字東丁田2番1、3番1、4番1の一部、22番1、23番1	4,059.35	第4条	砒素及びその化合物

区域	指定年月日	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	R4. 5. 6	越前市北府2丁目203字東中島 53番の一部、58番の一部、65番 の一部、74番の一部	311. 24	第3条	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R4. 11. 15	越前市北府2丁目205字西榎新 田1番1の一部、21番の一部、24 番の一部、33番1の一部、33番2 の一部、33番3の一部、43番の一 部	400	第3条	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
要措置区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12 号流田1番24、13号柳原1番21、 14号茶木1番17および17号千軒 1番4の各一部	2, 217. 88	第3条	クロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ほう素及びその化合物

(注) \* : 自然由来特例区域

(資料 : 環境政策課)

表4-8-1 観測井における地下水位の経年変化

観測井	水位	(単位:管理区下)																																										
		S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3
木田	最高	15.74	13.85	14.02	13.65	13.14	13.78	13.54	13.19	12.33	12.51	11.74	11.86	10.23	10.74	10.55	10.15	8.86	9.79	9.40	9.04	8.56	8.28	8.08	9.08	9.56	8.20	8.16	7.00	6.50	6.23	5.23	5.34	5.44	5.69	5.51	5.35	5.07	4.42	4.31	4.09	3.77	3.20	3.73
	最低	21.00	23.30	23.06	23.42	24.39	24.67	24.42	24.68	26.08	13.02	17.14	23.02	20.21	17.10	16.95	19.67	26.02	20.27	16.77	17.70	17.24	16.48	20.34	16.36	17.88	20.28	22.38	19.69	11.15	15.47	15.77	16.10	21.48	18.02	13.41	13.57	15.60	15.20	15.40	23.02	8.83	9.41	11.67
	(28m#) 変動差	5.26	9.45	11.04	6.77	8.25	10.89	9.88	11.49	7.75	6.51	5.40	8.16	10.01	6.36	6.40	9.52	11.16	10.48	7.37	8.66	8.68	8.20	12.26	6.68	8.32	12.08	14.22	12.69	4.65	9.24	8.54	10.76	16.04	12.33	7.90	10.22	10.62	10.78	11.09	18.93	5.06	6.21	13.94
木田	最高	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.82	10.95	11.18	9.76	10.26	9.74	9.62	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.01	7.88	7.28	7.36	6.56	7.34	6.70	6.46	6.36	5.50	5.56	5.58	5.46	5.84	5.62	5.32	4.70	4.80	4.12	3.56	2.96	1.77
	最低	26.20	31.45	35.60	27.00	26.80	33.00	28.70	33.42	25.26	23.60	20.36	28.74	27.10	20.54	21.08	24.50	24.90	27.12	20.86	22.20	22.40	21.92	28.32	16.88	22.00	23.68	25.38	24.42	15.92	21.38	18.86	22.26	29.64	23.98	19.96	20.40	20.70	21.84	20.96	31.42	14.42	13.52	22.10
	(10m#) 変動差	11.20	18.35	21.80	14.25	14.60	19.65	16.00	21.16	13.76	11.88	9.37	17.56	17.32	10.28	11.34	14.88	16.58	17.90	12.06	13.88	14.56	13.92	20.64	9.60	14.64	17.12	18.04	17.72	9.46	15.02	13.36	16.76	24.06	18.52	14.12	14.78	15.38	17.14	16.16	27.30	10.86	10.56	20.33
下荒井	最高	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.70	5.16	5.12	4.84	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48	2.64	2.16	2.28	3.08	2.68	2.44	2.08	2.02	2.29	2.02	1.72	1.75	1.50	1.33	1.13	1.16	1.15	0.93	0.76
	最低	17.80	23.19	26.38	18.80	18.30	23.88	20.36	23.09	17.30	14.90	11.95	15.97	15.96	10.56	11.76	13.56	16.34	15.92	10.60	11.40	12.00	10.64	13.28	10.96	10.20	12.64	13.08	12.72	6.24	9.48	7.76	9.50	12.76	10.70	7.20	8.19	9.23	8.71	9.42	14.01	5.27	5.23	10.49
	(9m#) 変動差	5.71	13.00	16.07	10.00	9.37	15.17	11.29	14.79	9.98	7.70	5.46	10.25	11.20	5.40	6.64	8.72	12.30	12.32	6.32	7.56	8.56	7.32	10.44	8.48	7.96	10.48	10.80	9.64	3.86	7.04	5.68	7.48	10.47	8.68	5.48	6.44	7.23	7.38	8.29	12.85	4.12	4.30	9.73
木田	最高	14.55	13.54	13.91	11.72	11.29	11.88	11.87	11.47	9.39	8.86	8.29	7.84	7.41	7.40	6.86	7.24	6.52	6.79	6.35	5.46	5.41	4.49	4.09	3.85	3.88	3.61	4.67	4.69	3.97	3.52	3.88	3.06	3.66	3.19	2.75	2.64	2.57	2.29	2.23	2.92	1.69	1.75	1.85

(資料:環境政策課)

表4-8-2 観測井における経年経下量

観測井	収縮量	(単位:mm)																																										
		S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3
木田	年総量	1.46	2.10	1.70	0.86	1.06	5.19	1.48	1.19	1.69	0.38	0.31	1.13	0.93	0.78	-0.19	1.27	0.47	0.41	0.25	-0.16	0.88	-0.12	0.60	0.18	0.38	-0.56	3.88	-2.22	-0.33	0.79	0.54	0.33	1.03	0.13	0.03	1.55	-0.82	0.74	0.50	1.02	-0.31	0.62	0.90
	(28m#) 累積	6.80	8.90	10.60	11.46	12.52	17.71	19.19	20.38	22.07	22.45	22.76	23.89	24.82	25.60	25.41	26.68	27.15	27.56	27.81	27.65	28.53	30.92	31.52	31.70	32.08	31.52	35.40	33.18	32.85	33.64	34.18	34.51	35.54	35.67	35.70	37.25	36.43	37.17	37.67	38.69	38.38	39.00	39.90
	木田	年総量	-1.04	13.11	-1.43	-0.39	4.07	18.97	-2.48	-5.12	1.17	1.86	2.07	0.29	3.38	0.23	-2.24	0.89	1.87	-0.80	-1.36	-2.88	6.12	-1.76	-0.64	1.27	-1.31	-1.06	24.96	-20.38	-1.59	-1.21	3.91	3.83	-1.33	-0.30	-0.02	8.39	-1.20	1.41	3.45	-0.29	-1.83	5.24
下荒井	年総量	11.99	25.10	23.67	23.28	27.35	16.32	43.84	38.72	30.89	41.75	43.82	44.11	47.69	47.92	45.68	46.57	48.44	47.64	46.28	43.40	49.52	50.64	50.00	51.27	49.96	48.88	73.84	53.46	51.87	50.66	54.57	56.40	54.07	53.77	53.75	62.14	50.94	52.35	55.80	55.51	50.88	56.92	64.08
	(9m#) 累積	1.23	6.65	3.70	2.91	2.66	11.93	0.12	2.05	2.22	0.56	0.12	0.84	3.67	2.40	-0.60	3.28	4.16	-1.08	0.56	-0.36	2.32	-0.20	0.64	2.88	1.08	-0.72	9.88	-5.24	-0.88	0.60	1.84	1.04	1.51	0.49	-0.14	3.79	-2.94	1.74	0.88	2.65	-1.16	2.44	2.60
	(9m#) 累積	36.03	62.68	46.38	49.29	51.95	63.88	64.40	66.05	68.27	68.83	68.95	69.79	75.46	75.86	75.26	78.54	82.70	81.62	82.18	81.82	84.11	93.96	94.60	97.48	98.36	97.84	107.72	102.48	101.60	102.20	104.04	105.08	106.59	107.08	106.94	106.94	107.79	106.53	110.41	113.06	111.90	114.34	116.94

(資料:環境政策課)

(備考) 年総量は1月～12月までの観測の経年総量である。

(注) 年総量の1は除く。

表4-9-1 福井平野における水準測量結果

水準点番号	水準点所在地	変 動 量														年間変動	累積 (S50~H28)	対 象 測 定 地 域 機 関	
		S51	S52	S53	S54	S54~S56	S56~S60	S60~S63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24	H24~H28				
1 (1)一級水準測量路線(旧国道8号線(基15から910-1))																			
基 15	あわら市熊坂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国	
008-390	笹岡	1.7	0.2	0.0	1.4	▲0.7												(2.6)	#
008-391	笹岡	1.0	3.0	▲1.6	2.4	▲0.8			34.3			1.3	1.5	3.9	0.8	0.2		45.8	#
893	笹岡	▲0.7	1.0	▲2.7	1.4	▲1.1			2.9	2.5	▲0.3	▲0.6	▲0.1	▲0.1	1.9	▲0.2	▲0.1	3.9	#
008-392	前谷	▲1.3	5.5	▲3.6	0.4	▲0.1			4.7	3.3	0.2	▲0.9	0.8	▲0.5	2.2	▲0.6	▲0.2	10.1	#
894	中野	▲2.7		▲2.7	▲1.9	1.2				2.8	▲0.8	▲2.1		▲0.5	2.1	▲0.4		▲1.1	#
895	瓜生	▲2.2	6.3	▲2.0	▲9.2	11.8			▲0.6	4.4	1.0		11.1	▲3.6	▲1.2	▲3.2	▲0.8	21.2	#
008-395	坂井市坪江								再設	3.8	亡失							(3.8)	#
008-396	長畝	▲0.2	7.8	▲1.5	▲4.9	5.2												(6.4)	#
896	長畝	0.8	7.7	▲3.1	▲6.8	0.2			5.8	5.0	1.9	▲1.9	▲0.2	3.0	2.3	▲0.8	▲0.2	13.9	#
008-398	谷町1丁目	▲1.1	5.7	▲0.6	▲7.1	1.0			7.4	4.0	3.3	▲2.3	0.6					12.6	#
950257A																			設置
897	谷町3丁目	▲1.3	5.1	▲0.4	▲7.6	0.5	▲0.1		5.7	3.9	3.5	▲2.1	▲0.3	1.2	2.0	▲1.5	▲0.4	8.6	#
008-399	共栄	設置	6.2	▲0.3	▲6.7	2.6	3.5	6.9	4.0	3.3	3.0	0.8	2.0	2.8	▲0.9	▲0.2		27.2	#
008-400	吉政	▲0.7	7.2	▲2.1	▲7.8	1.4	2.4	4.3	1.9	2.5	▲5.0	亡失						(4.1)	#
898	高柳	▲2.3	8.1	▲1.1	▲6.9	3.2	9.6	6.2	4.0	3.8	▲2.8	0.1	1.5	2.4	▲1.5	▲0.4		29.0	#
008-401	北横地	▲1.2	9.0	▲1.3	▲6.4	1.7	3.6	5.9	3.6	2.8	▲1.5	1.5	2.8	1.0	▲1.3	▲0.3		19.2	#
899	寄安	0.1	11.2	▲4.4	▲5.6	2.0	2.6	4.7	2.5	1.5	▲2.3	0.5	2.1	▲1.3	▲2.5	▲0.6		11.1	#
900	福井市下森田桜町	2.8	12.1	▲4.2	▲5.5	2.5	8.2	5.6	10.0	5.0	▲0.7	0.6	5.0	1.1	▲0.9	▲0.2		41.6	#
901	高木北1丁目	0.3	9.2	▲1.4	▲5.3	4.3	9.5	5.3	4.6	4.1	1.9	▲0.9	5.4	▲0.1	1.6	0.4		38.5	#
902	文京1丁目	▲3.3	11.3	▲3.3	▲6.4	6.1	15.1	4.4	3.2	2.1	▲1.5	▲3.2	4.3	▲1.1				25.4	#
交5258	松本2丁目	▲3.4	11.3	▲1.4	▲4.0	5.0	13.0	4.1	3.9	6.7	▲2.3	▲3.6	6.0	▲1.3	▲0.6	▲0.2		33.4	#
903	大手3丁目	▲3.8	15.2	6.0	0.0	18.8	16.8	4.4	11.0	7.8	0.0	▲4.0	7.6	▲3.0	▲0.8	▲0.2		76.0	#
008-410	大手3丁目	▲4.4	11.0	▲0.7	▲0.2	14.8	17.0	5.1	19.6	亡失								(62.2)	#
008-411	毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9	亡失										(13.4)	○ #
904	西水田1丁目	▲3.4	11.2	1.9	▲1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲3.5	▲9.5	8.1	▲2.7	▲1.9	▲0.5		39.4	○ #
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	亡失								(30.5)	○ #
125	みのり1丁目																		設置
905	花堂北2丁目	▲2.6	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	▲1.0	▲0.3		▲11.6	○ 国・市
008-413	花堂中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	一	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	1.4	0.4		39.5	○ #
906	下荒井町	▲3.2	23.6	8.4	▲1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.1	▲2.2	2.0	0.5		62.6	○ #
008-415	今市町	9.2	26.1	10.1	事故	再設	27.7	8.3	再設			▲1.2	0.6	1.8	12.4	3.1		82.5	#
008-416	今市町	▲4.8	8.4	1.5	▲6.5	▲2.6	7.5	亡失										(3.5)	#
907	今市町	▲7.0	3.4	0.8	▲5.0	▲1.5	8.2	3.2	3.5	0.3	▲2.3	0.9	1.2	▲2.1	2.4	0.6		6.0	#
008-417	真木町	設置	11.6	3.3	▲0.7	1.9	8.8	9.4	13.7	▲1.3	▲0.6	▲0.8	亡失					(45.3)	#
008-418	浅水2丁目	4.7	15.6	5.1	6.3	13.2	16.7	16.8	17.4	4.3	5.7	1.6	4.3	▲0.5	▲3.1	▲0.8		108.1	#
908	下江尻町	▲3.0	1.2	▲0.8	1.5	1.2	▲1.7	6.1	4.2	▲3.8	▲1.5	▲1.5	▲1.7	▲2.8	▲3.9	▲1.0	▲1.2	12.5	#
909	鯖江市神明町	▲3.1	▲1.2	0.2	2.1	▲1.5	2.1	3.9	4.7	▲2.0	▲1.5	▲1.2	▲1.6	▲1.6	▲0.7	▲0.2	▲1.4		#
960579A																			設置
910	水落町	▲5.3	▲2.3	▲1.4	2.4	▲1.3	1.4	0.7	3.1	▲1.1	▲0.8	0.8	▲3.4	▲2.1	▲0.4	▲0.1	▲1.1	▲9.7	#
38	上河端町	▲2.1	0.0	▲0.1	1.8	1.0	1.7	0.9	9.0			2.0	▲4.0	▲2.1	▲0.4	▲0.0		8.0	#
910-1 坂不動点	新町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲2.4	0.0	0.0	0.0	0.0		▲2.4	#
1 (2)一級水準測量路線(九頭竜川左岸通り(附21から15))																			
付21 坂不動点	坂井市梶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国
44012-005	安島	▲0.2	0.0	0.0	1.0	1.0	再設			0.2	1.7	▲0.2						14.3	#
44012-004	安島	1.4	▲2.3	0.0	1.2	3.1	▲1.5	▲0.8	1.1	▲1.1	事故	▲0.4	2.0	0.0	0.6	0.2		(3.3)	#
44012-002	米ヶ脇	事故	2.4	▲1.0	3.4	3.9	67.3	3.4	1.5	3.8	1.6	3.1	1.6					(91.0)	#
44012-002																			再設
44012-000	元新	5.0	▲0.3	▲0.1	4.9	7.5	7.6	5.8	3.8	7	亡失		2.4	1.0	0.1	2.1	0.5	46.8	#
3244	新保	1.9	3.4	▲6.3	3.7	1.2	▲0.9	2.8	▲1.9	2.1	1.8	0.2	2.8	▲2.2	1.7	0.4		10.3	#
3245	下野	20.6	34.6	16.0	22.4	27.6	52.0	30.2	24.5	24.6	16.1	14.7	19.1	6.0	64.6	16.2		373.0	#
41	下野	設置	2.0	18.2	19.0	29.4	13.0	5.5	7.3	4.7	▲1.2	6.8	▲5.2	3.2	0.8			102.7	#
3246	福井市砂子田町	13.8	29.7	3.6	15.0	15.3	28.5	18.7	10.8	16.8	9.8	6.5	13.1	0.2	亡失			(181.8)	#
42	昭和新町	設置	▲10.0	7.5	2.6	8.0	7.2	▲2.4	5.7	1.0	▲1.8	5.7	▲7.1	3.0	0.8			19.4	#
43	三宅町	設置	▲16.0	1.1	▲1.5	0.7	4.0	▲2.8	4.6	0.0	▲0.2	5.4	▲6.9	4.3	1.1	▲7.3			#
3247	布施田町	1.9	21.9	▲1.2	3.3	7.6	21.2	11.0	3.9	11.1	3.7	6.2	11.4	▲3.9	6.8	1.7		104.9	#
3248	江上町	▲2.2	9.7	▲5.1	▲3.2	2.1	2.2	7.3	2.8	5.7	7.4	4.1	9.3	▲2.2	6.7	1.7		44.6	#
3249	田ノ谷町	0.7	10.8	1.8	▲1.9	4.0	17.4	7.5	3.8	9.8	4.8	1.7	11.6	▲1.1	5.1	1.3		76.0	#
3250	地藏堂町	▲0.6	12.1	1.4	▲1.2	9.7	17.4	9.8	18.6	10.1	4.6	4.5	亡失					(86.4)	#
3250																			再設
3251	文島6丁目	▲9.0	15.0	0.0	▲3.3	7.5	15.9	再設	6.2	4.1	▲0.7	▲4.7	▲3.6	▲3.1	▲0.0			14.3	#
15	乾徳2丁目	▲4.4	17.6	8.3	0.4	13.2	69.7	36.7	32.7	19.7	▲12.7	▲14.1	21.4	▲4.7	▲4.5	▲1.1		251.3	#
2 (1)福井平野北部(坂井郡).....三国町梶からあわら市矢地(44012-008から44032-002)																			
44012-008	坂井市梶	3	0	▲1	1	0	3	2	再設	2	▲2	1	1	▲2	1	0.3		9.0	県
44012-010	平山	3	0	0	1	1	6	0	▲1	1	▲2	2	1	▲2	3	0.8		13.0	#
44012-012	加戸	6	7	3	▲2	3	23	6	▲1	1	1	3	2	3	4	1.0		59.0	#
44012-014	あわら市田中々	6	8	4	0	7	22	6	▲4	再設	4	3	4	2	3	0.8		73.0	#
44013-000	国影	3	9	8			13	▲5	3	1	1	5	0	3	0.8			41.0	#
44013-002	あわら市坂の下	4	8	1			再設	▲1	2	2	2	2	2	2	0.5			9.0	#
44032-000	菅野	▲4	4	▲6			5	再設	▲3	2	2	▲6	▲1	0	0.0			▲7.0	#
44032-002	矢地	▲1																	

(単位: mm、▲: 隆起)

水準点番号	水準点所在地	変 動 量													年間変動(S50~H28)	累 積 対 象 測 定 地 域 機 関			
		S51	S52	S53	S54	S54~S56	S56~S60	S60~S63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24			H24~H28		
2 (3) 福井平野北部(坂井郡).....坂井町宮領~春江町江留上(7から11)																			
8	坂井市布施田新	4	21	0	▲3	5	14	6	2	4	▲2	0	7	▲7	3	0.8	54.0	県	
9	高江	0	17	▲3	▲4	5	4	5	1	6	▲2	0	4	▲5	2	0.5	30.0	市	
10	西太郎丸	2	17	▲5	▲1	7	7	6	4	9	再設	1	6	▲10	0	0.0	43.0	市	
11	江留上	4	11	▲7	▲3	5	3	8	2	5	▲2	0	11	▲2	1	0.3	36.0	市	
3 福井市南部地域(対象地域)																			
008-411	福井市毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9	亡失									(13.4)	国	
904	西木田1丁目	▲3.7	11.2	1.9	▲1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲3.5	▲9.5	8.1	▲2.7	▲1.9	▲0.5	39.4	市	
26	春日3丁目	▲6	9	1	▲4	3	18	5	8	8	▲4	▲3	5	7	7	1.8	54	市	
101	月見4丁目						設置	16	16	10	13	4	10	3	2	0.5	74	市	
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	亡失							(30.3)	国	
125	みのり1丁目									設置	▲1	2	3	2	0.5	0.1	6.5	国・市	
26-1	木田1丁目	設置	13	1	▲2	2	22	2	7	0	▲8	▲6	6	7	0	0.0	44	市	
26-2	木田1丁目	設置	12	1	▲2	1	24	2	7	1	▲9	▲6	5	▲1	1	0.0	35	市	
27	下馬町	▲5	6	▲3	▲2	▲2	17	▲1	10	8	0	▲7	5	▲2	0	0.0	24	市	
905	花登北2丁目	▲2.6	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	▲1.0	▲0.3	▲11.6	国	
30	羽水1丁目	▲6	5	▲5	▲1	6	11	再設	14	8	▲1	0	9	0	2	0.5	42	市	
008-413	花登中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	再設	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	1.4	0.4	39.5	国	
107	下六条町						設置	19	20	12	6	▲2	9	1	4	1.0	69	市	
28	小福津町	▲5	2	▲1	0	▲3	11	0	0	5	▲1	▲3	2	▲1	0	0.0	6	市	
103	江守中町						設置	5	10	0	0	3	▲4	2	1	2	0.5	19	市
104	西谷2丁目						設置	7	14	2	5	▲2	6	5	1	0.3	38	市	
105	大島町						設置	5	7	1	0	▲1	4	0	0	0.0	16	市	
110	江端町						設置	11	7	▲2	1	4	1	▲1	▲0.3	21	市		
31	大町	▲2	8	1	▲2	1	13	2	6	3	1	▲2	3	0	▲1	▲0.3	31	市	
32	下六条町	▲5	7	3	▲2	▲1	15	5	10	12	4	3	6	6	2	0.5	65	市	
40	下荒井町	設置	31	11	▲3	6	22	6	7	6	1	0	5	5	6	1.5	87	市	
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.1	1.3	2.0	0.5	62.6	国	
4 (1) 対象地域を除く福井市.....北西部																			
113	福井市灯明寺2丁目							設置	5	3	1	7	▲2	0	0.0	14	市		
14	新田塚町	▲2	10	2	▲1	1	11	12	10	5	▲5	▲1					(42)	市	
14												設置	▲2	▲2	▲0.5	▲4	市		
118	八ツ島町							設置	15	0	0	7	0	0	0.0	22	市		
100-1	文京3丁目						設置	0	6	6	2	▲5	5	▲1	▲1	▲0.3	12	市	
100-2	文京1丁目						設置	5	6	6	3	5	3	▲1	▲1	▲0.3	15	市	
15-1	乾徳2丁目						設置	14	13	3	▲2	10	▲2	4	1.0	40	市		
108	菅谷2丁目						設置	11	12	7	5	10	1	1	0.3	47	市		
119	学園1丁目						設置	14	6	▲1	10	2	4	1.0	35	市			
16	光陽4丁目	5	22	8	0	19	再設	14	10	11	3	1	6	3	3	0.8	105	市	
109	照手2丁目						設置	11	8	2	▲5	5	▲1	1	0.3	24	市		
117	順化2丁目						設置	5	5	0	▲3	8	▲1	0	0.0	9	市		
4 (2) 対象地域を除く福井市.....北東部																			
20	福井市高木町	2	6	▲2	▲4	2	再設	10	6	13	▲3	1	6	0	1	0.3	38	市	
21	大和田町	10	8	▲1	0	1	11	3	2	5	▲5	3	4	0	1	0.3	42	市	
22	北野上町	5	0	▲4	▲2	▲6	9	▲1	2	3	▲8	5	3	▲1	0	0.0	5	市	
114	高柳町								設置	10	4	8	亡失				(22)	市	
115	大和田町								設置	9	2	1	6	▲2	1	0.3	17	市	
116	開発4丁目								設置	8	0	0	6	▲1	0	0.0	13	市	
111	四ッ井2丁目						設置	3	2	▲6	0	亡失				(▲1)	市		
5257	新保1丁目	2	7	▲4	0	▲7	13	0	3	1	▲1	0	5	▲2	0	0.0	17	市	
3256	上中町	0	3	▲4	▲3	▲2	6	▲2	3	2	▲9	3	3	▲2	0	0.0	▲2	市	
3259	原目町	▲1	3	▲3	▲1	▲2	12	▲5	3	3	▲5	1	4	▲3	0	0.0	6	市	
福井原標	大手3丁目						再設	9	6	4	▲2	▲2	8	▲2	0	0.0	21	市	
23	御幸2丁目	▲4	12	8	▲6	5	19	4	6	4	▲4	3	5	25	0	0.0	77	市	
106	成和2丁目						設置	5	8	6	▲2	▲1	5	▲1	1	0.3	21	市	
120	間屋2丁目						設置	7	▲5	▲2	6	▲4	▲1	▲0.3	1	市			
3260	河水町	▲5	3	▲4	0	▲2	11	▲1	2	5	▲7	▲1	5	▲3	▲2	▲0.5	1	市	
24	和田東町	▲6	8	▲1	▲5	▲2	20	1	再設	1	▲3	▲1	4	▲1	0	0.0	15	市	
25	曾万布町	▲9	3	▲7	3	▲8	13	再設	3	0	▲3	▲4	3	▲2	▲1	▲0.3	▲9	市	
3261	荒木町	▲8	▲1	▲5	1	▲6	5	▲3	1	2	▲4	▲2	3	▲3	▲2	▲0.5	▲22	市	
29	稲津町	▲5	0	▲1	3	▲5	6	1	2	5	▲4	▲1	4	▲2	▲2	▲0.5	1	市	
4 (3) 対象地域を除く福井市.....南西部																			
112	福井市加茂河原2丁目							設置	5	3	▲3	▲3	4	0	▲1	▲0.3	5	市	
19	足羽2丁目	0	16	7	4	▲4	27	2	6	2	4	▲13	6	▲2	4	1.0	59	市	
44	足羽1丁目																	設置	
102	若杉町							設置	10	14	7	2	1	8	4	2	0.5	48	市
17	福新町	2	15	0	▲4	4	16	10	10	4	1	0	8	3	1	0.3	70	市	
18	種池町	▲1	6	2	▲2	7	6	6	11	5	4	1	29	8	2	0.5	84	市	
121	山谷町							設置	3	3	1	3	1	1	0.3	12	市		
122	南岸町							設置	30	21	10	8	5	4	1.0	78	市		
123	三尾野町							設置	12	15	4	8	5	4	1.0	48	市		
124	中野町							設置	4	3	0	4	▲1	2	0.5	12	市		
4 (4) 対象地域を除く福井市.....南東部																			
33	福井市下郷江町	▲8	1	▲2	1	▲6	3	1	3	8	▲3	▲1	1	▲1	▲2	▲0.5	▲5	市	
34	稲津町	▲6	2	▲4	2	▲4	10	8	再設	17	▲1	▲1	4	▲2	0	0.0	25	市	
35	新開町	▲5	8	4	事故	6	12	0	4	3	▲2	▲2	2	0	8	2.0	38	市	
36	上河北町	▲5	3	▲1	▲1	▲4	4	0	2	3	▲3	▲3	2	▲1	▲1	▲0.3	▲8	市	
37	上郷江町	▲5	2	▲1	▲1	▲5	3	0	4	4	▲1	▲3	2	▲2	0	0.0	▲3	市	
3272	半田町	1	9	5	▲4	6	8	3	5	▲1	事故	10	9	▲1	11	2.8	61	市	
3271	太田町	▲2	0	▲1	▲3	▲4	5	0	3	▲2	▲1	▲1	1	▲2	▲1	▲0.3	▲8	市	
3270	徳光町	▲5	0	▲1	▲2	▲5	8	0	2	1	1	1	2	▲1	1	0.3	2	市	

注: 1) 累積の( )は最終測定年までの累積である。  
2) 年間変動はH24~H28の変動量の年平均値である。  
3) 水準点125はH24年度までは市が測量を行い、H28年度は国が測量を行った。

(資料: 環境政策課)

图 4-9-2 福井平野水準測量経路図

